

鹿児島大学高大接続科目等履修生細則

令和3年5月20日
細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学科目等履修生規則(平成16年規則第112号)第1条の2第2項の規定に基づき、高大接続科目等履修生(以下「高大接続履修生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高大接続履修生は、高等学校生徒に大学教育を開放し、大学教育及び本学に対する理解並びに高等学校教育の一層の向上を目的とする。

(資格)

第3条 鹿児島大学に高大接続履修生として受け入れることのできる者の資格は、当該授業科目を履修するに十分な学力を有し、所属学校長が推薦する者とする。

(出願)

第4条 高大接続履修生として志願する者は、志願書及び各学部で別に定める必要書類により、各学部長に願い出なければならない。

(受入れ許可)

第5条 前条の入学志願者については、当該学部教授会の議を経て、各学部長が受入れを許可する。

(受入れの時期)

第6条 高大接続履修生の受入れの時期は、学期の中途とする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とする。

(履修方法等)

第8条 履修する授業科目、単位数及び履修方法は、各学部において定める。

(単位の認定)

第9条 履修した授業科目については、各学部の定めるところにより試験を受け、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修得した単位の取扱い)

第10条 第5条の規定により受入れを許可された高大接続履修生が修得した単位については、当該学部に入學した場合に当該学部の卒業要件単位に含めることができる。

(授業料等)

第11条 検定料、登録料及び授業料の額並びに徴収方法は、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則(平成16規則第118号)の定めるところによる。

(学則等の準用)

第12条 この規則に定めるもののほか、高大接続履修生については、学則その他関係規則を準用する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、高大接続履修生に関し必要な事項は、各学部において別に定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。